

平成29年度 市民税・県民税申告の手引き 前橋市

今回申告していただく所得は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの1年間に発生した所得です。この申告書は、市民税・県民税及び国民健康保険税などの賦課資料となるばかりでなく、所得証明や児童手当、公営住宅入居等の申請のための基礎資料となります。

～申告書は次の方にお送りしています。～

①平成28年度市民税・県民税申告書を提出された方 ②市民税・県民税申告書の発送を希望された方など

**申告期限は3月15日まで。
下記のとおり申告受付会場を設けます。**

	市民税課 (市役所2階34番窓口)	大胡・宮城・粕川・富士見 各支所の税務課
申告受付会場 設置期間	平成29年2月16日(木)から平成29年3月15日(水) (土・日・祝日を除きます。なお、下記の日曜日は申告受付します。)	
日曜受付	2月19日(日)、26日(日)	2月26日(日)
受付時間	午前9時～午後5時	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後4時30分

☆出張受付も実施しています。

受付場所	受付日	受付時間
南橋市民サービスセンター(公民館)ホール	(日輪寺町158)	2月3日(金)
東市民サービスセンター(公民館)ホール	(箱田町543-1)	2月6日(月)
芳賀市民サービスセンター(公民館)ホール	(鳥取町817)	2月7日(火)
城南支所ホール	(二之宮町1320)	2月8日(水)～ 2月10日(金)
桂萱市民サービスセンター(公民館)ホール	(上泉町141-3)	2月13日(月)
下川淵市民サービスセンター(公民館)ホール	(鶴光路町701)	2月14日(火)
上川淵市民サービスセンター(公民館)ホール	(後閑町35)	2月15日(水)
清里市民サービスセンター(公民館)ホール	(青梨子町339)	2月23日(木)
第二コミュニティセンター第2集会室(前橋保健センター内 西側)	(朝日町3-36-17)	2月21日(火)
第三コミュニティセンター第2集会室(前橋市総合教育プラザ内)	(岩神町3-1-1)	2月22日(水)
第五コミュニティセンター第1集会室(市立第五中学校南)	(文京町3-20-36)	2月28日(火)

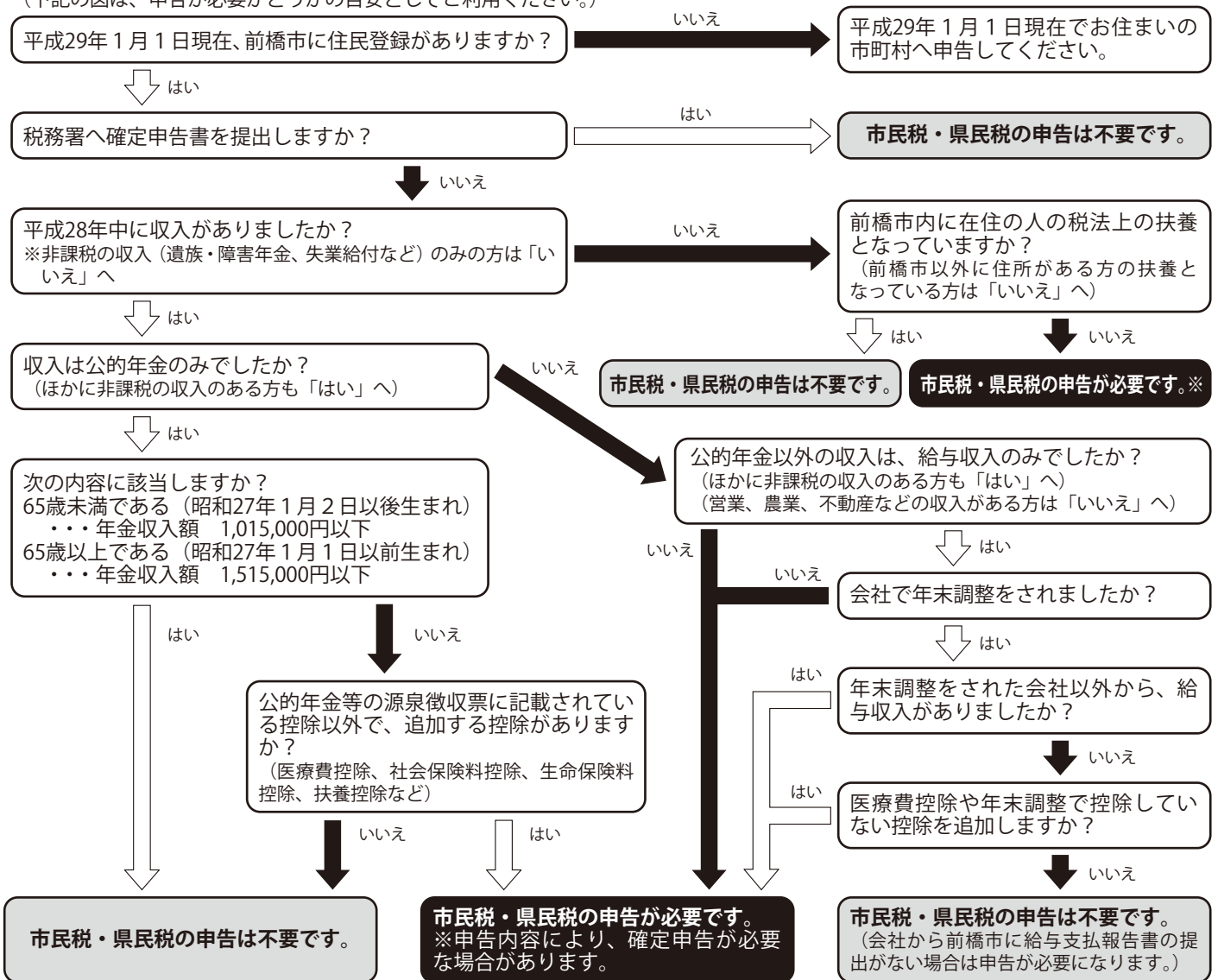
申告の時に持参するもの

- (1) 印鑑(認印で構いません)
- (2) 平成28年中の所得のわかるもの
 - ① 給与所得者又は年金受給者は、源泉徴収票
 - ② 事業所得及び不動産所得者は、収支に関する書類(帳簿、領収書等)
- (3) 雑損・医療費・社会保険料(国民健康保険、国民年金等)・生命保険料・地震保険料・寄附金等の控除を受ける人は、証明書、領収書等
- (4) 障害者控除の適用を受ける場合は、障害者手帳等
- (5) 個人番号(マイナンバー)及び身元の確認できるもの ※詳細は8ページをご覧ください。

※各種控除を受けるには、証明書や領収書、手帳等の添付または提示が必要です。これらがないと控除が受けられなくなりますので、ご注意ください。

申告が必要か確かめてみましょう！

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。)



～公的年金等受給者の方へ～ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。

また、確定申告書を提出しない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を、市民税・県民税の計算に適用するには、市民税・県民税申告書の提出が必要です。

(控除の例) 医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、公的年金等から引き去りされていない社会保険料控除、源泉徴収票に記載の無い障害者控除・扶養控除など

※ 平成28年中、無収入だったため援助を受けていた方や、非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみで生活していた方は、申告書裏面「10 前年中に収入がなかった方は、・・・」へ記入してください。

★ 前橋税務署へ提出する所得税の還付申告・確定申告については、1ページに記載の申告受付場所でお預かりすることができます。ただし、下記の内容の申告についてはお預かりすることができませんので、前橋税務署の申告受付会場である「前橋プラザ元気21」へお出向きくださるようお願いいたします。

- 1 青色申告 2 土地・建物や株式等の譲渡所得の申告 3 損失申告
- 4 修正申告 5 初めての住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）申告
- 6 分離課税を選択している配当所得の申告 7 平成27年分以前の申告

1 所得金額

※①、②、③のいずれかの所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿の保存が必要です。所得税の申告が必要ない方も含みます。

種類	概要																																							
① 営業等	製造業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、コンパニオン、茶花等の師匠、検針員、内職などの事業による所得です。申告書裏面の収支計算書も記入してください。																																							
② 農業	農産物の生産、家畜の飼育などによる所得です。別途、収支内訳書（農業所得用）も作成していただきます。																																							
③ 不動産	地代、家賃、駐車場、土地や家屋の権利金などによる所得です。申告書裏面の収支計算書も記入してください。																																							
④ 利子	公社債及び預貯金の利子などによる所得です（源泉分離課税されるものを除く。）。																																							
⑤ 配当	株式や出資金などの配当、証券投資信託の収益の分配金などによる所得です。																																							
⑥ 給与	<p>俸給、給料、賃金、賞与などによる所得です。給与収入から給与所得控除額を引いたものが所得となります。給与所得は、次の表から求めることができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入金額(A)</th> <th colspan="2">給与所得の計算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650,999円以下</td> <td colspan="2">0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円～ 1,618,999円</td> <td colspan="2">(A) - 650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～ 1,619,999円</td> <td colspan="2">969,000円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～ 1,621,999円</td> <td colspan="2">970,000円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～ 1,623,999円</td> <td colspan="2">972,000円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～ 1,627,999円</td> <td colspan="2">974,000円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～ 1,799,999円</td> <td>(A) ÷ 4</td> <td>× 2.4</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～ 3,599,999円</td> <td>(千円未満切捨て)</td> <td>× 2.8 - 180,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～ 6,599,999円</td> <td></td> <td>× 3.2 - 540,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～ 9,999,999円</td> <td colspan="2">(A) × 0.9 - 1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円～ 12,000,000円</td> <td colspan="2">(A) × 0.95 - 1,700,000円</td> </tr> <tr> <td>12,000,001円以上</td> <td colspan="2">(A) - 2,300,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年間の合計給与収入金額を表の左側「給与収入金額(A)」の欄にあてはめたら、表の右側の「給与所得の計算」をします。 ※特定支出控除を受ける場合は、「給与所得者の特定支出に関する明細書」を添付してください。詳しくは市民税課へお問い合わせください。</p>	給与収入金額(A)	給与所得の計算		650,999円以下	0円		651,000円～ 1,618,999円	(A) - 650,000円		1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円(定額)		1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円(定額)		1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円(定額)		1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円(定額)		1,628,000円～ 1,799,999円	(A) ÷ 4	× 2.4	1,800,000円～ 3,599,999円	(千円未満切捨て)	× 2.8 - 180,000円	3,600,000円～ 6,599,999円		× 3.2 - 540,000円	6,600,000円～ 9,999,999円	(A) × 0.9 - 1,200,000円		10,000,000円～ 12,000,000円	(A) × 0.95 - 1,700,000円		12,000,001円以上	(A) - 2,300,000円	
給与収入金額(A)	給与所得の計算																																							
650,999円以下	0円																																							
651,000円～ 1,618,999円	(A) - 650,000円																																							
1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円(定額)																																							
1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円(定額)																																							
1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円(定額)																																							
1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円(定額)																																							
1,628,000円～ 1,799,999円	(A) ÷ 4	× 2.4																																						
1,800,000円～ 3,599,999円	(千円未満切捨て)	× 2.8 - 180,000円																																						
3,600,000円～ 6,599,999円		× 3.2 - 540,000円																																						
6,600,000円～ 9,999,999円	(A) × 0.9 - 1,200,000円																																							
10,000,000円～ 12,000,000円	(A) × 0.95 - 1,700,000円																																							
12,000,001円以上	(A) - 2,300,000円																																							
雑	<p>厚生年金、国民年金、恩給などによる所得です。収入金額の合計を下の算式にあてはめると所得金額になります。(ただし、遺族年金や障害年金は課税されませんので、申告書裏面10へ記入してください。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)</th> <th>公的年金等の所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳以上の人 昭和27年1月1日以前生まれ</td> <td>120万円未満</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>120万円以上330万円未満</td> <td>(A) - 120万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>(A) × 75% - 37.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(A) × 85% - 78.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳未満の人 昭和27年1月2日以後生まれ</td> <td>70万円未満</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>70万円以上130万円未満</td> <td>(A) - 70万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>(A) × 75% - 37.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(A) × 85% - 78.5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>770万円以上</td> <td>(A) × 95% - 155.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>例：67歳の人で340万円の年金収入がある場合 3,400,000円 × 75% - 375,000円 = 2,175,000円（所得）</p>	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額	65歳以上の人 昭和27年1月1日以前生まれ	120万円未満	0円	120万円以上330万円未満	(A) - 120万円	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円	65歳未満の人 昭和27年1月2日以後生まれ	70万円未満	0円	70万円以上130万円未満	(A) - 70万円	130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円		770万円以上	(A) × 95% - 155.5万円															
	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額																																					
65歳以上の人 昭和27年1月1日以前生まれ	120万円未満	0円																																						
	120万円以上330万円未満	(A) - 120万円																																						
	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円																																						
	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円																																						
65歳未満の人 昭和27年1月2日以後生まれ	70万円未満	0円																																						
	70万円以上130万円未満	(A) - 70万円																																						
	130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37.5万円																																						
	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78.5万円																																						
	770万円以上	(A) × 95% - 155.5万円																																						
⑦ その他	互助年金や生命保険契約に基づく年金、事業によらない原稿料・講演料・印税・著作権の使用料、シルバー人材センターからの配分金などによる所得です。																																							
総合譲渡	⑧ 短期	機械、車両などの譲渡による所得です（取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年以下）。																																						
	⑨ 長期	機械、車両などの譲渡による所得です（取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年を超えるもの）。																																						
分離課税	⑩ 一時	懸賞の当選金品、競馬・競輪等の払戻金、生命保険の一時金などによる所得です。																																						
	短期	土地や建物などの譲渡による所得です（取得の日から譲渡年の1月1日までの所有期間が5年以下）。																																						
	長期	土地や建物などの譲渡による所得です（取得の日から譲渡年の1月1日までの所有期間が5年を超えるもの）。																																						
	株式等	株式などの譲渡による所得です。																																						
	先物取引	先物取引による所得です。																																						
山林	山林を伐採して譲渡、あるいは山林を立木のまま譲渡することによる所得です。																																							

※分離課税に係る所得等のある方は、別紙「分離課税等用」を併せて提出してください。

2 事業専従者控除について

生計を一にする親族（15歳未満の人や控除対象配偶者、扶養親族になっている人を除く。）が、1年のうち6ヶ月を超える期間を事業に専ら従事している場合には、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を控除できます。

(1) 事業所得 ÷ (事業専従者の人数 + 1) (2) 配偶者 860,000円 その他の親族 500,000円

3 所得から差し引かれる金額

(⑭から⑳までの控除については、前年中に支払った金額が控除の対象になります。)

種 類	概 要
⑬ 雑 損 控 除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。 ①(損失の金額－保険等の補てん額)－(総所得金額等の合計×10%) ②損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ①、②のうちいずれか多い方＝控除額 【必要書類(添付または提示)】 災害関連支出についての領収書、住宅や家財の資産の損失額の明細書、り災証明書、盗難証明書など
⑭ 医 療 費 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費 支払った医療費－保険等の補てん額－(総所得金額等の合計×5%と10万円のいずれか少ない方)＝控除額(最高限度額200万円)
⑮ 社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの保険料 支払額(金額)＝控除額 ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落としされている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金 支払額(金額)＝控除額
⑯ 生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を、申告書の㊸～㊺の該当する欄に記入してください(契約日により控除額が異なります。) ※⑯の控除額については5ページの計算式を参照
⑰ 地震保険料控除	あなたが支払った特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を、申告書の㊻又は㊼の該当する欄に記入してください。※⑰の控除額については5ページの計算式を参照
⑱ ㉑ 障 害 者 控 除	あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき。 控除額 ①特別障害者(身体障害者手帳の場合1～2級) 300,000円 ②その他の障害者 260,000円 ③同居特別障害者(①のうちあなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人) 530,000円 ※16歳未満の扶養親族についても、障害者控除は適用されます。 この控除を受ける場合は、障害者手帳または証明書の提示をお願いします。
⑱ 寡 婦 (夫) 控 除	①夫と死別・離婚した後再婚していない人もしくは夫の生死が不明な人で、扶養親族または生計を一にする前年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっている人を除く。)がいる人 ②夫と死別した後再婚していない人または夫の生死が不明な人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人 ③妻と死別・離婚した後再婚していない人もしくは妻の生死が不明な人で、生計を一にする前年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっている人を除く。)を有し、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の人 控除額 260,000円 ※ただし、特別寡婦(上記①の中で、扶養親族である子を有し、かつ、前年中の合計所得金額が500万円以下の人)は300,000円
⑱ 勤 労 学 生 控 除	あなたが大学や高校の学生や生徒で、前年中の合計所得金額が65万円以下であり、しかも自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得以外の所得が10万円以下のとき。 控除額 260,000円 ※この控除を受ける場合には、各種学校や専修学校の生徒であること又は職業訓練法人の認定職業訓練を受けていることについて、学校や法人から交付される証明書の提示をお願いします。
⑲ 配 偶 者 控 除	あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下のとき(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。) 控除額 ①70歳以上(昭和22年1月1日以前生まれ)の配偶者 380,000円 ②上記以外の配偶者 330,000円
⑳ 配 偶 者 特 別 控 除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満のとき、段階的に控除が受けられます。 ※控除額については5ページを参照
㉒ 扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が38万円以下のとき(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。) 控除額 ①特定扶養親族(平成6年1月2日～平成10年1月1日生まれ) 450,000円 ②老人扶養親族(昭和22年1月1日以前生まれ) 380,000円 ③同居老親等扶養親族(②のうちあなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居している人) 450,000円 ④上記以外の控除対象扶養親族(平成13年1月1日以前生まれ) 330,000円
㉓ 基 礎 控 除	あなたについての控除額であり、総所得金額等の合計額から控除します。 330,000円

◎16歳未満の扶養親族

年齢が16歳未満の扶養親族(平成13年1月2日以降生まれ)についても申告が必要です。なお、扶養控除額は適用がありませんが、障害者控除及び同居特別障害者加算の特例は適用されます。

◎配偶者特別控除額換算表

あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超え76万円未満のとき、段階的に控除が受けられます。

合計所得金額(円)	控除額(円)	合計所得金額(円)	控除額(円)
380,001～449,999	330,000	650,000～699,999	110,000
450,000～499,999	310,000	700,000～749,999	60,000
500,000～549,999	260,000	750,000～759,999	30,000
550,000～599,999	210,000	760,000以上	0
600,000～649,999	160,000		

※給与や公的年金からの所得の求め方については、3ページを参照

◎生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料 控除額計算欄

平成23年12月31日以前に締結した契約（旧契約）と平成24年1月1日以後に締結した契約（新契約）があり、

- ・旧契約のみで申告
 - ・新契約のみで申告
 - ・新旧両契約を合計して申告
- この3通りから有利な方法を選択できます。

ただし、新旧両契約を合計して申告する場合の限度額は、28,000円です。「旧契約のみ」で申告したほうが有利になる場合もありますので、ご注意ください。

控除額は、下記の計算欄で「生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」それぞれについて算出し、合計した金額になりますが、全体の最高限度額は、70,000円です。

平成23年12月31日以前の契約（旧契約分）

支払保険料 ①②の金額	旧生命保険料		旧個人年金保険料	
	合計	円	合計	円
～15,000円	①の金額	円	②の金額	円
15,001円～40,000円	①×0.5+7,500円	円	②×0.5+7,500円	円
40,001円～	①×0.25+17,500円（最高35,000円）	円	②×0.25+17,500円（最高35,000円）	円

平成24年1月1日以後の契約（新契約分）

支払保険料 ③④⑤の金額	新生命保険料		新個人年金保険料		介護医療保険料	
	合計	円	合計	円	合計	円
～12,000円	③の金額	円	④の金額	円	⑤の金額	円
12,001円～32,000円	③×0.5+6,000円	円	④×0.5+6,000円	円	⑤×0.5+6,000円	円
32,001円～	③×0.25+14,000円（最高28,000円）	円	④×0.25+14,000円（最高28,000円）	円	⑤×0.25+14,000円（最高28,000円）	円
合計	③+④ （③のみについて適用を受ける場合は、最高35,000円）	円	④+⑤ （④のみについて適用を受ける場合は、最高35,000円）	円	⑤ （最高28,000円）	円

生命保険料控除額 最高7万円

③+④+⑤	円
-------	---

※控除額の合計を⑥へ記入してください。

「生命保険料控除」欄の⑥には③、④には④、⑤には⑤、⑥には⑥、⑦には⑦の金額をそれぞれ転記します。

◎地震保険料 控除額計算表 ※控除額の合計を⑧へ記入してください。

※平成20年度より損害保険料控除が廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した保険期間が10年以上の契約に関する長期損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができる場合があります。

また、地震保険料と旧長期損害保険料の両方もしくはどちらか一方を含んだ契約が複数ある場合は、控除額が有利な組合せの契約を選択できます（最高控除額25,000円）。ただし、両方を含んだ契約については、どちらか一方の支払保険料しか選択できません。

契約別区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険料契約に係るもの	50,000円以下	支払った保険料の金額×1/2
	50,000円を超える場合	25,000円
②旧長期損害保険料契約に係るもの	5,000円以下の場合	支払った保険料の金額
	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料の金額×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
③上記の①と②の両方がある場合	①で計算した金額 + ②で計算した金額	地震保険料控除額（最高25,000円）

◎申告書表面の書き方

平成29年度 市民税・県民税申告書

		整理番号 441-	
(宛先) 前橋市長	個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	フリガナ マエ バシ タ ロウ
	前橋市 大手町二丁目12番1号	氏名	前橋 太郎 (前橋)
申告者の方の番号確認と身元確認が必要となりますので、個人番号カード又は、通知カードと身元確認書類をお持ちください。申告者本人以外の方が申告書を提出する場合はコピーを添付してください。		生年月日	1 明 2 大 37年 3月 15日 ③ 昭 4 平
		本人	職業・屋号 精肉店とんとん 電話番号 224-1111
平成 年 月 日提出	の氏名	前橋 太郎	柄

1 所得金額	① 営業等	4,850,000 円	② 必要経費	2,594,545 円	③ 専従者控除額	860,000 円	④ 青色申告特別控除額		所得金額 (A-B-C-D)	①	1,395,455 円
	② 農業									②	
	③ 不動産	1,360,000	641,100							③	718,900
	④ 利子									④	
	⑤ 配当									⑤	
	⑥ 給与	⑦ 1,417,368 円	「申告の手引き」で求めた所得金額を⑥へ							⑥	767,368
	⑦ 雑	⑧ 公的年金等 ①		「申告の手引き」で求めた所得金額を⑦へ (「その他雑所得」があれば加算して⑦へ)						⑦	90,000
	⑨ その他	99,999	9,999								
所得金額	⑩ 総合課税の譲渡一時										
	所得金額の求め方	⑩の金額を⑧へ								⑧	
	所得金額	⑩×1/2の金額を⑨へ								⑨	
	所得金額	⑩×1/2の金額を⑩へ								⑩	
所得金額の合計 (①~⑩までの計)										⑪	2,971,723

※分離課税に係る所得等のある方は、別紙「分離課税等用」を併せて提出してください。

2 事業専従者	個人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	氏名	前橋 花子	続柄	妻	生年月日	39・2・16	従事月数	12月	専従者控除額	860,000 円
	※営業等、不動産の内訳は裏面に記入してください。											
合計											⑫	860,000

3 所得から差し引かれる金額	雑損控除	損害の原因	年月日	資産の種類	① 損害金額	② 保険金等の補てん額	差引 (A-B)	⑬			
	医療費控除	医療を受けた人の氏名	続柄	③ 支払った医療費	④ 保険金等の補てん額	差引 (A-B)	⑭	70,000			
	社会保険料控除	国民健康保険	国民年金	介護保険料	その他社会保険料	小規模企業共済等掛金	⑮	819,200			
	生命保険料控除	旧生命保険	⑥ 14,000 円	旧個人年金	⑦ 80,000 円	介護医療保険	⑯	67,500			
		新生命保険	⑧ 11,500 円	新個人年金	⑨ 50,000 円	⑩ 7,000 円					
	地震保険料控除	地震保険料	⑪ 5,000 円	旧長期損害保険料	⑫ 60,000 円	⑰	12,500				
	本人条件控除	障害者控除	(級)	寡婦(夫)控除	死別・生死不明離婚・未帰還	勤労学生控除	⑱				
	配偶者控除	個人番号	氏名	続柄	生年月日	同別居	障害の程度	配偶者控除額	⑲		
	配偶者の所得					⑳					
	扶養控除	個人番号	氏名	続柄	生年月日	同別居	障害の程度	控除額	*別世帯の扶養親族の住所		
	扶養親族障害者控除	9999999999999999	前橋 水樹	子	明大 昭平 6.3.8	同別	特・普()級	45 万円			
		9999999999999999	〃 緑	子	明大 昭平 10.1.15	同別	特・普()	33			
	9999999999999999	〃 詩子	母	明大 昭平 15.12.24	同別	特・普(4)	45	扶養親族障害者控除額合計			
								控除額 260,000円 (特別 300,000円)			
16歳未満の	9999999999999999	前橋 朔太郎	子	平 13.7.8	同別	特・普(1)		⑳	790,000		
								㉑	1,230,000		
								㉒	330,000		
基礎控除										㉓	330,000
所得から差し引かれる金額の合計 (⑬~㉓までの計)										㉔	3,319,200

事業専従者及び、扶養親族等の方の個人番号につきましては、申告者の方において確認していただきます。

4 給与・公的年金等に係る所得以外 (平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き (特別徴収)

自分で納付 (普通徴収)

給与所得に係る住民税については、地方税法第321条の3の規定により、給与からの特別徴収となります。ただし、給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税については、「自分で納付 (普通徴収)」にチェックを入れることで、納付書や口座引落しなどによる個人での納付を希望することができます。

【申告書裏面（収支計算書）の書き方】

5 事業所得（営業等）に関する事項

収入		必要経費	
		期首棚卸高	経費
		③ 35,000円	租税公課 150,000円
月別	売上金額	仕入金額	荷造運賃
1	380,000円	120,000円	水道・光熱費 280,000
2	400,000	100,000	旅費・通信費 100,000
3	410,000	100,000	広告・宣伝費 40,000
4	400,000	110,000	損害保険料 7,245
5	370,000	120,000	修繕費 120,000
6	400,000	120,000	消耗品費 80,000
7	420,000	110,000	減価償却費 497,300
8	420,000	100,000	給料・賃金
9	440,000	115,000	借入金利子
10	380,000	120,000	地代・家賃
11	400,000	100,000	
12	420,000	110,000	
計	① 4,840,000	④ 1,325,000	⑦ 1,274,545
	自家消費 雑収入	期末棚卸高	必要経費合計 ⑥+⑦
	② 10,000円	⑤ 40,000円	⑧ 2,594,545円
	収入合計 ①+②	売上原価 ③+④-⑤	専従者控除 ⑧-⑨
	① 4,850,000円	⑥ 1,320,000円	⑨ 1,395,455円

6 不動産所得（家賃・部屋代・地代等）に関する事項

不動産の所在地 賃借人の住所・氏名	種別	収入		
		月額	月数	年額
前橋市大手町2-12-1 同上 赤城松雄	アパート・住宅 店舗・土地	40,000円	9	360,000円
同上 同上 藤名竹広	アパート・住宅 店舗・土地	40,000	12	480,000
同上 同上 妙義梅次	アパート・住宅 店舗・土地	40,000	12	480,000
	権利金・礼金			40,000
必要経費		収入金計		④ 1,360,000
租税公課	90,000円	借入金利子		
損害保険料	75,000			
修繕費	186,300	必要経費合計	⑥	641,100
減価償却費	289,800	所得金額(A)-⑥		718,900
給料支償 賃払金先	(住所) 前橋市	氏名		円
	(住所) 前橋市	氏名		円

・収入（売上）

項目	内容
売上金額	28年中の収入（売上）や報酬などを、売上帳・売掛帳・レシート・メモ帳等から計算し、未収分も含めて記入します。
自家消費	商品などを家事のために消費した場合には、通常の販売価額を記入します。
雑収入	レポート収入や空箱などの売却代金などを記入します。

・売上原価（仕入・棚卸）

項目	内容
期首棚卸高	28年1月1日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。 (前年の期末棚卸高と同じ金額になります。)
仕入金額	28年中の仕入にかかる金額を、仕入帳・請求書等から記入します。
期末棚卸高	28年12月31日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。

・「専従者控除額」の計算は、3ページの説明を参照

・減価償却費について…経費に算入する場合は、明細を記入してください。

減価償却費の内訳（定額法）

（平成19年4月1日以後取得資産の記入例）

平成19年4月1日以後取得資産	名称	面積・数量	取得年月	⑦取得価額	耐用年数	⑧償却率	⑨償却期間	⑩本年分償却費 (⑦×⑧×⑨)	⑪事業割合	⑫経費算入額 (⑩×⑪)	⑬未償却残高
	パソコン	1台	28年・11月	300,000円	4年	0.25	2/12月	12,500円	100%	12,500円	287,500円
	軽自動車	1台	25・4	960,000	4	0.25	12/12	240,000	50	120,000	60,000
	木造(事務所用)	156.7m ²	22・7	7,500,000	24	0.042	12/12	315,000	100	315,000	5,452,500
									計	447,500	

⑦取得価額	購入代価、買入手数料、搬入費、据え付け費などの合計額を記入します。
⑧償却率	耐用年数に応じて定められている償却率を記入します。 償却率は、別途お問い合わせください。
⑨償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1ヶ月として償却期間の月数を計算します。
⑩事業割合	事業に使用している割合を記入します。
⑬未償却残高	28年中に取得した資産は⑦から⑩を減じた額を、27年以前に取得した資産は27年末の未償却残高から⑩を減じた額を記入します。

○減価償却費の計算方法について

1 平成19年4月1日以後に取得した資産の場合

⑩本年分償却費＝⑦取得価額×⑧償却率×⑨償却期間

2 平成19年3月31日以前に取得した資産の場合

⑩本年分償却費＝⑦取得価額×残存割合(0.9)×⑧償却率×⑨償却期間

※償却可能限度額まで達した場合は、その翌年以後5年間に
おいて1円まで償却します。

主な資産		耐用年数	償却率
木造又は 合成樹脂造 の建物	店舗用又は住宅用のもの	22	0.046
	工場用又は倉庫用のもの（一般用）	15	0.067 (0.066)
貨物自動車	小型車(0.66ℓ以下のもの)	4	0.250
	ダンプ式のもの	5	0.200
	その他のもの		

※カッコ内は、平成19年3月31日以前取得の資産の償却率

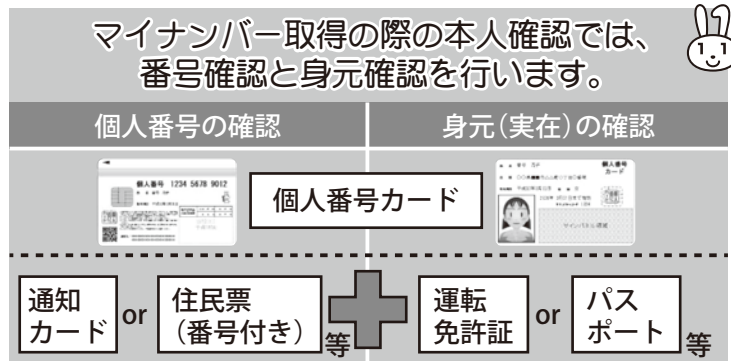
○一括償却資産について

10万円以上20万円未満の減価償却資産については、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産の取得価額の合計額をその業務の用に供した年以後3年間の各年分において合計額の3分の1に相当する金額を必要経費に算入することができます。

※詳しくは、市民税課又は大胡・宮城・粕川・富士見各支所税務課に、お問い合わせください。

お知らせ

★今年度から市民税・県民税申告書に申告者、事業専従者及び扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記載していただきます。



- ・申告書提出の際は、番号確認と身元確認が必要となりますので、個人番号カード又は、通知カードと身元確認書類をお持ちください。なお、事業専従者や扶養親族等の番号確認及び身元確認書類は不要ですが、申告者が個人番号を確認し、記載してください。
- ・郵送で申告書を提出する場合は、個人番号カード（両面）又は、通知カードと身元確認書類のコピーを同封してください。
- ・申告者本人以外の方が申告書を提出する場合は、郵送と同様にコピーを添付してください。

☆平成29年度の市民税・県民税から適用される主な改正事項

- ・給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）
給与所得控除の上限が適用される給与収入が、1,500万円（控除額245万円）から1,200万円（控除額230万円）に引き下げられました。
- ・日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化
国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族含む）の適用を受ける者は、「親族関係書類及び送金関係書類を添付又は、提示をしなければならない」こととされました。

★市民税・県民税申告書は郵送で提出できます！！

申告会場は大変混み合います。 申告書を記入された方は郵送での提出をおススメします。

申告書に住所・氏名・生年月日・個人番号・電話番号・その他の必要事項の記入漏れがないことを確認し、押印します。収入や各種控除に係る証明書などの必要書類（コピーで可）・番号確認及び身元確認書類のコピーを同封し、下記まで郵送してください。

なお、必要書類が同封されていないと、控除が受けられなくなります。
※受付書や必要書類等の返却を希望される方は、切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。
※郵送申告分については、記入された内容について電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

申告書の郵送先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 市民税課

各問合せ先電話番号		市民税課（直通）	027-898-6203・6206・6209	
支所税務課（直通）	大胡支所 283-0113	宮城支所 283-2141	粕川支所 285-6750	富士見支所 288-1941

※このページは提出する申告書の下書き用としてお使いください。

平成29年度 市民税・県民税申告書 (下書き用)

		整理番号 441-	
(宛先) 前橋市長 受付印 平成 年 月 日提出	個人番号	フリガナ	
	1月1日の住所	前橋市	氏名
	現住所		生年月日
	世帯主の氏名	続柄	職業・屋号
		1 明 2 大 年 月 日	3 昭 4 平
		電話番号	

		① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額	④ 青色申告特別控除額	所得金額 (A-B-C-D)
1 所得金額	営業等	円	円	円	円	① 円
	農業					②
	不動産					③
	利子					④
	配当					⑤
	給与	⑦ 円	「申告の手引き」で求めた所得金額を⑥へ			⑥
	雑	⑧ 円	「申告の手引き」で求めた所得金額を⑦へ (「その他雑所得」があれば加算して⑦へ)			⑦
		① 収入金額	② 必要経費	③ 特別控除	④ (A-B-C)	所得金額の求め方
所得金額	総合課税	円	円	円	円	⑧ の金額を⑧へ
	短期譲渡					⑨ ×1/2の金額を⑨へ
	一時					⑩ ×1/2の金額を⑩へ
所得金額の合計 (①~⑩までの計)						⑪

※分離課税に係る所得等のある方は、別紙「分離課税等用」を併せて提出してください。

2 事業専従者	個人番号	氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者控除額
⑫				明大昭平	月	円
				明大昭平	月	
※営業等、不動産の内訳は裏面に記入してください。						合計
					⑬	

3 所得から差し引かれる金額	雑損控除	損害の原因	年月日	資産の種類	① 損害金額	② 保険金等の補てん額	差引 (A-B)	13	
	医療費控除	医療を受けた人の氏名	続柄	③ 支払った医療費	④ 保険金等の補てん額	差引 (A-B)	14		
	社会保険料控除	国民健康保険	国民年金	介護保険料	その他社会保険料	小規模企業共済等掛金	15		
	生命保険料控除	旧生命保険	⑤ 円	旧個人年金	⑥ 円	介護医療保険	16		
	地震保険料控除	地震保険料	⑦ 円	旧長期損害保険料	⑧ 円	17			
	本人条件控除	障害者控除	(級)	寡婦(夫)控除	死別・生死不明離婚・未帰還	勤労学生控除	学校名 ()	18	
	配偶者控除	個人番号	氏名	続柄	生年月日	同別居	障害の程度	配偶者控除額	19
		配偶者の所得				⑨	配偶者特別控除額	20	
	扶養控除	個人番号	氏名	続柄	生年月日	同別居	障害の程度	控除額	*別世帯の扶養親族の住所
					明大昭平	同別	特・普()級	万円	
					明大昭平	同別	特・普()		
					明大昭平	同別	特・普()		扶養親族障害者控除額合計
					明大昭平	同別	特・普()		控除額 260,000円 (特別 300,000円)
	16歳未満の扶養親族				平	同別	特・普()		⑲
					平	同別	特・普()		扶養控除額合計
					平	同別	特・普()		⑳
	基礎控除								㉓ 330,000円
	所得から差し引かれる金額の合計 (⑬~㉓までの計)								㉔

4 給与・公的年金等に係る所得以外 (平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法	<input type="checkbox"/> 給与から差引き (特別徴収)
	<input type="checkbox"/> 自分で納付 (普通徴収)